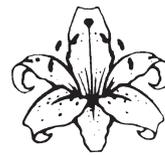


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 5 年 4 月 4 日 (火曜日) 定期第 398 号

目次	ページ		
〇告示		〇公営企業管理者告示	
コイの持ち出しの禁止に係る水域 (環境農政・水産課)	185	指定納付受託者の指定 (企業・経営課)	186
知事が構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関の変更届出 (県土整備・建築安全課)	185	〇公告	
神奈川県収入証紙の販売者の指定 (会計・会計課)	186	コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (内水面漁場管理委員会)	186
神奈川県収入証紙の販売者の指定取消し (会計・会計課)	186	〇入札公告	
青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子どもみらい・青少年課)	186	特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (会計・調達課)	186
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (警察・会計課)	187

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外に入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第178号

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (令和 5 年神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号) に基づき、水域を次のとおり定め、令和 5 年 5 月 6 日から施行する。

令和 5 年 4 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 多摩川の本流及び支流の区域
- 鶴見川の本流及び支流の区域
- 相模川の本流及び支流の区域。ただし、次に掲げる基点 A B 及び C D の直線から上流の相模川の支流の区域を除く。
 点の位置
 基点 A 相模原市緑区青根地先道志ダム天端右岸下流端
 基点 B 相模原市緑区牧野地先道志ダム天端左岸下流端
 基点 C 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端右岸下流端
 基点 D 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端左岸下流端
- 帷子川の本流及び支流の区域
- 大岡川の本流及び支流の区域

- 下山川の本流及び支流の区域
- 滑川の本流及び支流の区域
- 境川の本流及び支流の区域
- 引地川の本流及び支流の区域
- 金目川の本流及び支流の区域
- 葛川の本流及び支流の区域
- 入江川の区域
- 滝の川の区域
- 横浜市保土ヶ谷区狩場町213の横浜市児童遊園地の池の区域
- 横浜市港北区菊名一丁目 8 の 1 の菊名池公園の菊名池の区域
- 横浜市青葉区もえぎ野 7 番地 1 のもえぎ野公園の池の区域
- 横浜市都筑区中川四丁目 19 の山崎公園の池の区域
- 横浜市都筑区南山田一丁目 5 の徳生公園の池の区域
- 17及び18の池を結ぶ横浜市都筑区北山田四丁目27のくさぶえのみちの水路の区域
- 大和市上草柳字篠山1, 079番地の引地川公園の泉の森のしらかしの池、湿生植物園の池及びホテルの小川の区域
- 綾瀬市落合南九丁目339の綾南公園の池の区域
- 中郡大磯町国府本郷551番地 1 の大磯城山公園の不動池の区域

神奈川県告示第179号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の 8 第 2 項の規定により、知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 5 年 4 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定構造計算適合性判定機関の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
日本建築検査協会株式会社	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	東京都中央区日本橋三丁目13番11号 油脂工業会館 5 階	東京都中央区日本橋三丁目12番 2 号

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部四三四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一三五〇八

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

神奈川県告示第180号

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）第5条第1項の規定により、次のとおり神奈川県収入証紙の販売者を指定した。

令和5年4月4日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定年月日	販売者の名称	所在地
令和5年3月27日	一般財団法人横浜市交通安全協会	横浜市中区住吉町2-22

神奈川県告示第181号

収入証紙に関する条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第66号）第10条の規定により、次のとおり神奈川県収入証紙の販売者の指定を取り消した。

令和5年4月4日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定取消し年月日	販売者の指定を取り消した者の名称	所在地
令和5年4月1日	株式会社湘南なぎさパーク	藤沢市鶴沼橋1-2の7

神奈川県告示第182号

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）第9条第1項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として次のとおり指定する。

令和5年4月4日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

興行の種類	題 名	製作会社等
映 画	不倫教師 校内セックス	サカエ企画
	欲情セレブ妻 いやらしい匂い	山 内 組

公営企業管理者告示

神奈川県公営企業管理者告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年4月4日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 高 澤 幸 夫

- 名称及び住所又は事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 指定年月日
令和5年3月9日
- 納付に関する事務を行うことができる歳入等の内容

神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）第37条に規定する水道料金及び県営上水道給水区の市町との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約に規定する公共下水道使用料

- 歳入等の納付に関する事務の開始日
令和5年4月1日

公 告

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。

令和5年4月4日

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）で、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認めて告示した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと知事が認める上流域を除く。）においては、神奈川県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面等にコイを放流する場合は、当該コイが次のいずれにも該当することを確認しなければならない。ただし、採捕したコイを同一の水域に放流する場合はこの限りでない。

(ア) 汚染水域由来でないこと。

(イ) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ウ) コイヘルペスウイルス病に関し、PCR検査又はLAM-PCR法で陰性が確認されたコイ群に属すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

令和5年5月6日から令和6年5月5日まで

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和5年4月4日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

認知機能検査システム機器の借入れ 一式

(2) 借入期間